

○厚生労働省令第百五十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十七号を削り、第六十八号を第六十七号とし、第六十九号から第七十七号までを一号ずつ繰

り上げ、第七十八号を削り、第七十九号を第七十七号とし、第八十号から第四百四十九号までを二号ずつ繰り上げ、第四百五十号を削り、第四百五十一号を第四百四十八号とし、第四百五十二号から第四百五十一号までを三号ずつ繰り上げ、第二百十二号を削り、第二百十三号を第二百九号とし、第二百十四号から第二百二十号までを四号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百五十四号）の施行の日（平成二十七年十一月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。